

八王子市立下柚木小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立下柚木小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・すべての教職員は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動を高めるように指導、援助していく。
 - ・自分、そして他人の生命を尊重し、人を思いやる心を育てることを重点とし、いじめは「しない」「許さない」「見逃さない」という気持ちをもつよう指導していく。
- 令和7年度の重点項目
 - ・日々の道徳や学級活動での指導を通して大人に相談することを啓発する等、「相談できる環境づくり」をすすめる。
 - ・いじめやいじめの疑いがある状況を早期発見、早期対応するため、週一回、いじめ対策委員会を通して情報を共有し、組織的に対応していく。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・**安心して生活できる学級・学校づくり**
いじめに向かわない態度の育成等、いじめが起きにくく、児童が安心して過ごせる環境をつくる。異年齢交流活動、学級活動等、校内研究で取り組む特別活動を中心に、一人一人が活躍できる機会を計画的に設定する。
- ・**相談できる環境づくり**
どのような心配事でも安心して大人に話せるような環境づくりを進める。ふだんから教職員一人一人が児童とのコミュニケーションを大切に、信頼関係を築く。
- ・**いじめ対策委員会での情報共有**
全教員で情報の収集・共有をし、事案の解決に向け組織的に対応する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時45分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学級担任、専科教員、養護教諭、SC又はSSW、特別支援教室教員
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①いじめの可能性の把握：いじめの訴え・アンケート調査・子ども見守りシート等
- ②いじめの事実確認：聞き取り調査
- ③対応方針の決定：いじめ対策委員会へ報告・情報共有・いじめ事実の有無の認定
- ④対応経過の確認：いじめ対策委員会での進捗状況の確認、対応者への助言
- ⑤支援・助言：被害児童・保護者への説明・支援、加害児童への指導・保護者への助言
- ⑥連携：スクールカウンセラー、教育委員会等の関係諸機関と連携した対応
- ⑦解消の確認：いじめ対策委員会が児童の状況等、総合的に検討、解消判断

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「いじめの定義の理解」
- 6月 「令和6年度版 学校いじめ防止基本方針の共通理解」※5月見直し
- 7月・12月・3月 「長期休業に向けての事前指導と対応」
- 8月 「いじめ問題の解消に向けた組織的な取組」
- 11月 ふれあい月間「学校シート」の活用による評価・改善
- 1月 「重大事態の理解と対応」
- 3月 「1年間の振り返り ～効果的な取組について～」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係づくりを目指す計画的な指導
- ・道徳や学級活動において、年3回以上、いじめ防止に関する授業を実施
- ・情報モラルについて、SNS東京ノートの活用、セーフティ教室の実施

SOSの出し方に関する授業

- ・SOSの出し方に関するDVD教材（東京都教育委員会制作）を活用した授業（全学年）
- ・体育の保健領域「心の発達」において、不安や悩みへの対処法として、大人や友達に相談することの大切さを指導
- ・スクールカウンセラーによる全員面談（5年生）、**校内放送（全学年）**

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝会の校長による講話
- ・道徳において、「生命の尊さ」に関する授業
- ・植物や魚、人の生命の連続性に気づき、つながれてきた命を大切にしようとする態度の育成
理科：「植物の発芽と成長」「メダカのたんじょう」「ヒトのたんじょう」（5年生）
活科：「きれいにさいてね」（1年生）「ぐんぐん育てわたしの野菜」（2年生）

児童の自己肯定感を高める取組

- ・縦割り班活動等の異学年交流、児童の発意、発想を生かした委員会やクラブ活動を通して、学年、学級の枠を超えて協力し、信頼し合えるような指導
- ・各学級における係活動等、一人一人が達成感を感じられる活動の充実
- ・キャリアパスポートを活用し、「学習や生活の見通し」、「学んだことの振り返り」「新たな学習や生活への意欲」といったPDCAサイクルの実現

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。